資料 ２

【中心市街地拠点整備事業】
事業用地の取得について　（事業用地における土壌汚染対策について）

○　宮古市が進めている中心市街地拠点整備事業において取得する用地において、**土壌汚染対策法による特定有害物質である鉛及び砒素**が土壌中に含まれていることが確認されました。
○　鉛及び砒素を含む土量は、約６，１００m³ですが、ＪＲと宮古市で本事業の用地から**全量除去**いたします。

○　また、本事業の用地からは、**石炭焼却灰**が土壌中に含まれていることが確認されました。この**石炭焼却灰は無害**ですが、**掘り起こした際に、法律に基づいて処理（管理）する必要**が生じます。

○　石炭焼却灰を含む土量は、約８，８００m³ですが、上層部を平均４５ｃｍ除去し（土量約３，３００m³に相当）、通常の土壌で埋め戻すことにより、**通常の宅地として利用可能な状態**とします。

○　鉛・砒素、および石炭焼却灰は、上記の通り法律に基づいて適切に処理します。また、これらの処理には、復興交付金を活用することとしており、**宮古市に負担は発生いたしません**。

１．処理方法

	処理対象土量	対応方法	施工者	費用
鉛・砒素	約6,100m³	全て除去	ＪＲ（約3,600m³）	ＪＲ負担
			宮古市（約2,500m³）	復興交付金（約０．９億円）
石炭焼却灰	約8,800m³	約3,300m³：除去 約5,500m³：通常土で覆う（封じ込め）	宮古市	復興交付金（約１．２億円）

２．スケジュール
平成２７年度　　ＪＲによる汚染土の除去、搬出
平成２８年度上半期　　宮古市による汚染土の除去、搬出

3. 参考資料

≪参考≫分布と都市計画決定の参考図

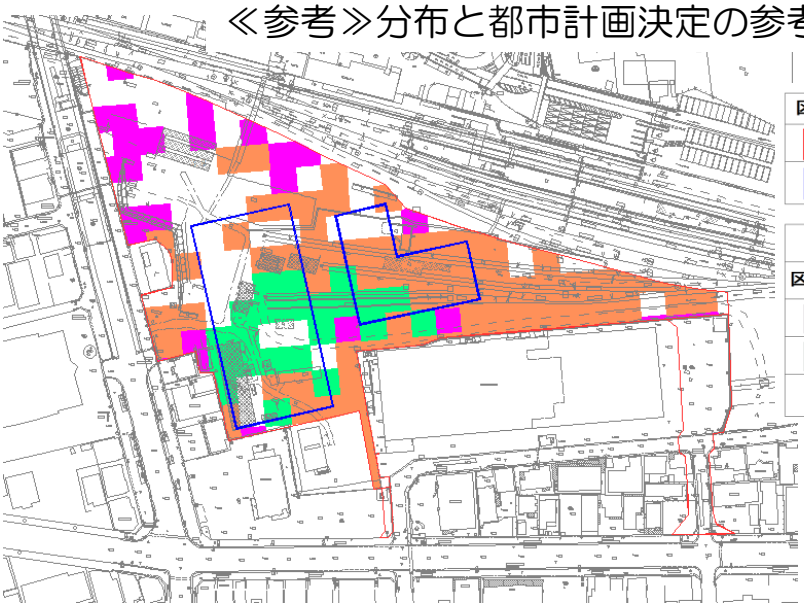

区 域	凡　　例
	都市計画決定区域　（約1.6ha）
	都市計画決定時建物影響範囲

凡　　例		
区画数	処理区分	分類説明
27	JR処理	第二種特定有害物質基準超過区画
22	宮古市処理	基準超過物質（鉛、ヒ素）
83		石炭焼却灰分布区画

① 特定有害物質汚染調査結果

物質名	土壌溶出量			土壌含有量		
	基準 (mg/L)	超過 区画数	最大値 (mg/L)	基準 (mg/kg)	超過 区画数	最大値 (mg/kg)
鉛	0.01	32	0.18	150	29	18,000
ヒ素	0.01	5	0.046	150	0	11
計		37			29	
基準値を超えた特定有害物質を含む土量						約6,100m^3

※　１区画は　10m×10m

※　超過区画数は合計６６区画ですが、重複区画が１７区画あるので、実質超過区画数は49区画となります。

施工区分

施工者	区　　分	備　　考
ＪＲ	全範囲（建物影響範囲を除く）	※　建物影響範囲は、都市計画に基づき決定しており、建物配置が変更しても変わりません。
宮古市	建物影響範囲	

② 石炭焼却灰調査結果

石炭焼却灰の確認区画数	８３区画
石炭焼却灰を含む土量	約８，８００m^3

【問い合わせ先】　宮古市都市整備部都市計画課　☎ 0193-68-9132
復興拠点整備室　担当　佐々木、曡岩